

総基料第133号
令和8年9月17日

株式会社NTTドコモ
代表取締役社長 前田 義晃 殿

総務省総合通信基盤局長
荻原 直彦

5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放並びにeSIM転送及びエンタイトルメント機能に係る事業者間協議の促進について（要請）

5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放については、情報通信審議会「ネットワーク環境の変化を踏まえた接続政策等の在り方 第一次答申」（令和8年9月4日）（以下「一次答申」という。）において、従前よりMVNOから要望のあったフルMVNO方式のL2接続相当及び一部の事業者間で協議が行われているMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式のいずれの方式についても、MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドラインにおける判断基準を踏まえれば、事業者間協議の更なる促進を図る観点から、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当とするとともに、これらの機能の開放に向けて、事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、協議の状況及び機能開放の時期についてMNNOから四半期ごとの報告を求めることが適当とされたところである。

また、eSIM転送については、一次答申において、事業者間協議が進むよう、総務省においては、eSIM転送及びエンタイトルメント機能に係るMVNOとの協議の状況についてMNNOから四半期ごとの報告を求めることが適当とされたところである。

ついては、これらの事業者間協議の促進を図るため、下記のとおり要請するので、よろしく取り計らい願いたい。

記

- 1 5G（SA方式）におけるL2接続相当の機能開放に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うこと。
- 2 eSIM転送及びエンタイトルメント機能に係るMVNOからの要望やMVNOとの協議の状況について、検討課題、検討状況及び実現時期の見込みを含め、具体的に報告を行うこと。
- 3 上記1の報告は、令和8年10月1日から令和9年9月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと。また、上記2の報告は、令和8年4月1日から同年9月末までの間における状況について、同年10月末までに行うとともに、その後、同年10月1日から令和9年9月末までの間における毎四半期末時点の状況について、当該毎四半期経過後1月以内に行うこと。

以上